

○矢萩座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

構成員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議で開催させていただいております。全ての構成員の方に御出席を賜っております。

それでは、議事に入りたいと存じます。

本日の議題は、「報告書案について」でございます。

まずは事務局のほうから御説明いただきまして、その後、構成員の皆様から御議論を頂戴できればと存じます。

それでは、事務局でよろしくようお願いいたします。

○小澤総務課長 それでは、お手元に既にお配りさせていただいております資料に沿って説明させていただきます。

なお、画面の方においても共有させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、画面共有させていただきます。

こちらが、今回の「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書」の案となります。一部、事前にお配りしたものに若干修正箇所が加わっていますので、その点についても説明しながら御説明させていただきたいと思ひます。

まず冒頭、目次の部分についてです。これは全体の構成を示しております。冒頭に「本研究会の開催経緯と検討課題について」、2つ目のところで「児童福祉施設における感染防止対策について」、それから3点目で「感染症流行時等の業務継続について」、それから「児童福祉施設に対する監査について」という構成となっております。そして、最後に「まとめ」という形となっております。

それでは、お手元の資料を御覧になっている場合は1ページ目をめくっていただきますようお願いいたします。

「本研究会の開催経緯と検討課題について」でございます。

まず冒頭、こちらの1段落目のところでは、現行の児童福祉法施行令で定める監査に関する基準を記載しております。都道府県知事等は、1年に1回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が最低基準省令を遵守しているかどうか、最低基準省令で定める基準に従い、または参酌して都道府県知事等が条例で定める基準に遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならないこととされています。

次の第2段落目では、これまでこうした実地監査につきましては平成30年、それから令和3年の地方分権改革提案募集におきまして方法、あるいはその周期についての見直しを求める提案が寄せられたというところを記載しております。

引き続きまして、「他方」というところで、まず冒頭、国内における新型コロナウイルスの感染者状況を記載させていただいております。これにつきましては、取りまとめの時期を踏まえて、その直近の数字をこの「○」のところに入れようかと考えております。

その後、これまでの感染症対策においては、まず一般社会において講じられてきた対策、人流や人との接触機会を削減する観点から、外出・移動で、この「移動」の字は「異動」から修正させていただいております。それらを自粛する観点からの取組が進められてきたが、児童福祉施設につきましても感染症に対する備え、あるいは業務継続が再認識される。それから、児童福祉施設への指導監査についても感染症対策との両立が求められるということに記載しております。

そして、次のところですが、こうしたことも踏まえまして、本研究会は①として児童福祉施設における感染防止対策、あるいは感染症流行時の業務継続、②感染拡大防止と両立した指導監査の在り方などについて検討を行う目的で開催されたものであるとしております。

前文の最後の部分におきましては、本報告書の性格を述べております。

引き続きまして、IIの「児童福祉施設における感染防止対策について」というところを説明させていただきます。

まず1のところ「最低基準省令における規定内容」を記載しております。冒頭、現行の最低基準省令第10条第2項に規定されています「感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」との規定が障害児入所施設以外の児童福祉施設における蔓延防止として適用されることとなります。

その後、「なお」として、障害児入所施設につきましては令和3年度の報酬改定の取りまとめを踏まえまして、感染症の発生及び蔓延の防止などを求める観点から、まず①として委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施、それから業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づける規定が盛り込まれたところです。

なお、注の1とございますが、これらにつきましては施行後3年を努力義務として、その後、義務化ということになる予定でございます。

2ですが、「見直しの必要性と児童福祉施設について講ずべき措置について」ということでございます。

今般の新型コロナウイルスの感染症の蔓延等を踏まえれば、まずは障害児入所施設と同様に、障害児入所施設以外の児童福祉施設につきまして、平時における感染症の蔓延防止等の観点から、その職員に対し、感染症の予防及び、あるいは蔓延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととする必要があると考えるとしております。

そして、その次のところですが、「また」として、こうした研修や訓練につきましては通知やマニュアルによる具体化が必要である。それから、「なお」として、常にこうした児童福祉施設における新型コロナウイルス等の感染症対策につきましては、複数の事務連

絡やマニュアルにより施設別の感染症対策が示されたところがございます。そのため、こうした具体化に当たっては、それらの事務連絡やマニュアルとの関係を明らかにする必要がありますと考えてとしています。

それから、「加えて」として、児童養護施設等の入所施設と保育所等の通所施設との施設種別の違いにも配慮すべきであると書いています。

「さらに」として「今後は」とありますが、新型コロナウイルスの新たな変異型のウイルス、まさに今オミクロン株が海外的に、国際的に流行しているところがございますが、こうしたものを含めました未知の新興感染症の流行の発生も想定される状況です。こうした新興感染症については、その感染経路を含めたウイルスの特性が不明でありますため、詳細な感染対策をあらかじめ示すということは困難であります。感染症に共通する基本的な感染対策や必要な情報収集等を示す必要はあると考えていただいています。

この部分につきましては、表記の整理として「その職員に対し、感染症及び」としていましたが、ここで書いているのは感染症のことになりますので、「感染症の」というふうに表記を修正させていただきます。

引き続きまして、「感染症流行時等の業務継続について」でございます。

まず、1の「取組の必要性について」でございます。既に先ほどIIのところでも述べましたが、障害福祉サービス等報酬改定を踏まえまして、障害児入所施設等を含む障害福祉サービス等事業所におきましては、より業務継続に向けた計画の策定、研修・訓練の実施等を義務化する規定が設けられているところがございます。当然、そうした取組を踏まれば、児童福祉施設においても業務継続に向けた計画を進めるべきであるとさせていただきます。

次は、2の「個々の取組の内容について」でございます。「具体的には」ということで、3点こちらに挙げております。

1つ目は、業務を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画、「業務継続計画」を策定、そしてその計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。それから、職員に対しまして業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。それから、3点目として定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うとすることが必要とさせていただきます。

「なお」として、本研究会での指摘事項として、まず1つには施設あるいは自治体の両方にBCP、あるいはBCMの専門家がないということもございますので、業務継続計画のひな形のようなものを求める指摘があったことから、こうしたものを国側から示すことが必要と考えられるとしております。

それから、その際、児童養護施設等の入所施設、あるいは保育所等の通所施設との施設種別の違いにも配慮すべきであるとしています。

それから、これは最初の案と変更した部分ではありますが、「また」ということで、業務

継続計画においては施設内のみならず施設外との関係についても可能な範囲で整理しておく必要があるというふうに加えさせていただきました。

「また」として、障害児入所施設の業務継続計画では、感染症だけではなく、非常災害も想定していますため、それと同様の扱いとすべきというふうな記述としております。

それから、「さらに」として、業務継続計画は感染症対策の一環でもあると考えられますので、その感染症対策と同様に感染症に共通する基本的な感染対策等も組み込む必要があると考えるとしております。

そして、こうしたひな形、あるいは研修、訓練の具体的内容については通知等により具体化を図っていく必要があると考えるとさせていただきます。

引き続きまして、「児童福祉施設に対する監査について」の部分でございます。

まず、1の「見直しの必要性について」でございます。

「上記Iで述べたとおり」として、現行の規定上の実地監査の仕組み、それから実際に実務上でどのように進めているか、そこをこの第1段落のところに記載しています。

そして、「当研究会の議論では」として、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していた状況では、1つは監査目的とはいえ、不特定多数の人間が児童福祉施設に出入りすることのリスクにより実地による監査を円滑に実施することが困難との指摘があったこと、それから地方自治体によっては施設が遠方にある場合もあり、移動に長時間を要しているとの指摘もあったということを記載しています。

そして、その上で2の「監査の方法の見直しについて」ということで、まずこれらのことを踏まえまして感染拡大防止等の観点からも児童福祉施設への定期的な監査について、書面による監査を導入することが有用と考えられる。

そして「具体的には」として、都道府県知事等による監査について、新型コロナウイルス感染症の流行状況や他の福祉施設についての対応等を踏まえまして、実地によるものを原則とした上で、ここは「例えば」という用語を追加させていただきました。この①、②だけに限らない場合もあるとの御指摘がございましたので、これは加えさせていただいています。

1つ目は、まず前回の論点メモにも記載しましたが、対象となる児童福祉施設の所在地における感染症の流行状況を踏まえ、実地による監査を控えるべき事情があると認められ、かつ、直近の監査において大きな問題が確認されていない。あるいは②として、対象となる児童福祉施設の前年度の実地監査の結果、適正な運営が確保されているといった場合には例外的に書面監査を可能とすることが適当であり、そのための法令上の措置を講ずるべきと考えるとさせていただきます。

「なお、本研究会における議論の中でも」として、1つには監査項目の中には実地でなければ確認が困難なものがあるとの指摘、それから設置後間もない施設については実地監査を維持すべきという意見がございました。

こうしたことも踏まえまして、書面監査を可能とする条件としてはここにありますよう

に、前年度の実地監査において実地確認項目について適切であるとの確認ができていること、それから設置後●年以降の施設であることを加えるべきであるとさせていただきます。

なお、この「●年以降」という記述でございますが、ここにつきましては別途事務局のほうで今回の監査の見直しの施行の中で検討させていただきたいと思っておりますので、御提案ですが、「設置後●年以降」、あるいはその年限というのをこの場で定めるといよりは、一定年以降とか、そういった形で変更することを御提案させていただきたいと思っております。

「また」として、「監査の実効性を確保しつつ」ということで、児童福祉施設及び都道府県等双方の過度な負担増加を避ける必要があるとともに、または各種記録等、これは「各種記録」というふうに記述を直していますが、個人情報を含む書類の取扱いについても問題提起があったことも踏まえまして、書面監査において確認すべき事項や求めるべき書類等の目安を示すべきであると考えております。

それから、「なお」というのは今回記述を追加させていただきましたが、各種書類のペーパーレス化が進んでいく中での書面監査の在り方も、将来的な課題として研究していく必要があると考えてさせていただきます。

「(2) Web会議サービスの活用」でございます。Web会議サービスと申しますのは、本日使用していますZoom、あるいはWebExといった一般的に用いられているオンラインでの会議サービスのことを総称しております。こうしたオンラインでのWeb会議サービスの普及に伴い、それをを用いた遠隔地間での聞き取り、あるいはその画面共有というのは監査を実施する上で有効な手段と考えられるとしております。

ただし、こうしたWeb会議サービスの活用につきましては研究会などでも議論がありましたが、1つには必要となるICT環境が整備されていない場合があること、あるいは実地確認項目の目視による確認を可能とするものではないこと、それから③としてWeb会議サービスを使用する際のセキュリティー上の注意事項等に留意する必要があるとして、このためWeb会議サービスについては書面監査を補完するものと位置づけた上で、都道府県等と児童福祉施設の双方で合意がある場合に活用すべきものであること等、Web会議サービスを活用する場合の留意点を示すべきと考えてさせていただきます。

「まとめ」として、ここにございます児童福祉施設の役割というのは現代日本が直面している少子高齢化の中、我が国を発展させていく上で必要不可欠なものであるとしております。そして、本研究会は感染症流行時への対応を基本に、児童福祉施設の安定的な運営のために必要と考えられることを整理した。厚生労働省は、本研究会が報告した事項はもとより、児童福祉全体が安定的に運営され、支援を必要とする子どもに速やかに支援が届くよう、必要な政策を躊躇なく実施していただくよう研究会として要望するとして、結んでおります。

なお、口頭で補足させていただきたいと思っております。現在、これと並行して先ほどの本文の中にもありました感染症対策のマニュアル、あるいは業務継続計画のひな形につきまし

ては、別途研究事業、調査研究事業によりまして、これらの調査研究を進めて内容の策定を進めているところでございます。本日資料はございませんが、この状況につきまして口頭で報告させていただきます。

まず調査研究としては、1つは感染防止対策に関するもの、それから業務継続の在り方に関するものをそれぞれ立ち上げまして、児童福祉施設では感染防止対策につきましては日常的に適切に感染防止対策ができるよう児童福祉施設の種類、サービス類型や特徴に着目し、体系的、網羅的な感染症マニュアルの策定及び研修を実施することとしております。

それから、児童福祉施設が感染症や災害発生時に適切な業務継続判断、業務継続を行えるように、施設の種類、サービス類型、特徴に着目し、ガイドラインあるいはBCP、ひな形、それに研修の実施していったものについて現在研究事業を実施しております。

こちらにつきましては、これを実施する事業者のほうにおきまして別途検討会を開催していただきまして、そして全国の児童福祉施設に対するアンケート調査、あるいは有識者を含めたヒアリング調査、それを踏まえましてマニュアル、ガイドラインを作成し、または研修用の教材を策定しているという事業を現在行っております。

今回の研究会におきまして、こちらについてより詳細な状況を資料とともに御報告させていただきたいと思っております。それで、改めて報告させていただこうと思っております。

私のほうからの説明は、以上となります。

○矢萩座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明につきまして、これから構成員の皆様から御意見、御質問等を承りたいと存じます。何かございましたら順次よろしくお願ひ申し上げます。

愛育学園の福山構成員、よろしくお願ひいたします。

○福山構成員 今、研究事業というものをやられているということでしたけれども、今回BCPをつくる上で、前回どういう感染症を対象にしてつくのかというようなお話になっていましたが、そういったものは研究事業のほうである程度考えられるということでしょうか。

○小澤総務課長 お答え申し上げます。

現在、BCPにおきましては特定の感染症というよりは感染症一般ということで現在つくっているという状況です。当然、一方で感染症対策の方は既に例えばコロナとか、そういったものはございますので、既存で出されているものも考えながら、どうした形が一番分かりやすいか、あるいは必要なニーズに応える形かというのを検討している状況となります。

○矢萩座長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

伊藤構成員、よろしくお願ひいたします。

○伊藤構成員 ありがとうございます。

いろいろな意見を織り交ぜてつくっていただきまして、本当にありがとうございます。今、別のところでつくっているとのことですが、業務継続に関して保育は養護と教

育を一体的にするということで、例えばコロナで休園になったときもいろいろな園がいわゆるオンラインで学びを提供したりとか、園は再開していないけれども、機能としての教育はきちんと提供し続けられるとか、そういう視点もぜひ入れてもらえたらと思います。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございます。

業務継続に関して、オンライン保育が継続して行われたところからこれを入れてもらいたいという御意見でございました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

大場構成員、よろしくお願ひいたします。

○大場構成員 事前説明のときにお話をさせていただいて、今回の報告書案の中にそれを盛り込んでいただき、ありがとうございます。

事前説明のときもちょっとお話しさせていただいたのですが、今回の研究会の開催経緯の中で3つ目の段落のところで、令和2年1月15日に我が国で初めての新型コロナウイルスの感染者が確認されたと書かれていますけれども、実際に施設の中でBCPの関係とか、あるいは指導監査のことを非常に大きな課題ということで意識したのは、児童福祉施設だけに限らないわけですが、やはりクラスターの発生というのは非常に大きなインパクトがあったと思うのです。

そのクラスターが発生した中で、どういうふう to BCPを考えていくかということであれば、児童福祉施設に限らなくてもいいかとは思いますが、福祉施設の中でクラスターが発生したことが確認されているというような内容のことを一言、触れていただくと、そういう中でこのBCPとか、指導監査の在り方が早急に検討しなければならない状況にあったということ内外に知らしめることになるかと思いましたので、文言は別ですけれども、そういう文言が入ってはいかがかなというふうに思いました。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございます。

これにつきまして、事務局から何かございますか。

○小澤総務課長 検討させていただきたいと思います。

○矢萩座長 ありがとうございます。1の経緯の3段落目ですね。

ほかにございますでしょうか。

ありがとうございます。横浜市の玉井構成員、よろしくお願ひいたします。

○玉井構成員 報告書案に関しては、特に修正の意見はありません。これまでの研究会の議論を踏まえて、見直しの内容と課題が報告書に盛り込まれていると思います。報告書案の取りまとめに当たり、御尽力いただきました事務当局の皆様にお礼を申し上げます。

この報告書を受けて、今後検討を要する事項もまだ残されておりますが、引き続き当局で検討を進めていただければと思います。

また、報告書の内容に関してではありませんが、現行の児童福祉行政の指導監査実施要

綱が実地監査を行うことを前提に規定されておりますので、書面監査を導入した場合の留意点について要綱の見直しも併せて御検討いただければと思います。

以上です。

○矢萩座長 この研究会での議論、そして論点、まとめに向けた論点整理などの前回までの議論が、いろいろ盛り込まれているということですが、今後の課題ということで、実地監査の要綱につきまして御意見を頂戴しました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

川口市の木村構成員、よろしくお願ひいたします。

○木村構成員 ありがとうございます。

4 ページの2の「監査の方法の見直しについて」の部分なのですが、上から6行目でしょうか。例えば①の対象となる児童福祉施設の所在地における感染症の流行状況を踏まえ、実地による監査を控えるべき事情があると認められる場合で、直近の監査において大きな問題が確認されていないというのと、対象となる児童福祉施設の前年度の結果によって、適正であれば例外的に書面監査という2種類が提示されているのですが、②のほうは感染症の流行と関係なく書面監査が可能ということで捉えても問題ないということよろしいのでしょうか。

ちょっとその辺をお聞きしたいんですけども、②の最後のほうに「例外的に書面監査を」とありますので、この例外的というのがコロナによるものなのか、コロナ以外に各年で実地というものになるのか、確認させていただきたい事項なんですけれども、よろしくお願ひします。

○矢萩座長 御質問ありがとうございます。

では、こちらにつきましては事務局にお願ひします。

○小澤総務課長 ありがとうございます。

これは、今回「例えば」という文言を入れたことによって例示の仕方の都合上、「または」という言葉が消えたという経緯がございます。

ただ、これは意味としてはまさに元の「または」という言葉があるように、①、②のいずれかの場合、さらにほかに追加すべき事象があれば③といった形が出てくる可能性は当然でございますが、いずれかに該当する場合ということで、①及び②という形では現時点では考えておりません。

こうした点につきましては、今後の報告書の修正、あるいは確かに今回、御指摘の点がどうかという点は不明確だったということですが、「いずれかの場合には」とか、こうした文言を加えることによりましてその趣旨の明確化を図っていきたいと考えております。

○矢萩座長 ありがとうございます。

木村構成員、いかがでしょうか。

○木村構成員 それでは、感染症が流行している地域以外でもこういった書面監査で対応できる可能性があるということよろしいでしょうか。



○小澤総務課長 おっしゃるとおりでございます。

○木村構成員 ありがとうございます。

○矢萩座長 御確認、ありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。

ありがとうございます。島根県の金築構成員、よろしく願いいたします。

○金築構成員 報告書そのものについては特に意見はないんですけども、このスケジュールを考えたときに監査も業務継続計画の基準も来年度からという適用を今、想定されて動いているということによかったですね。

その場合には、報告書自体は基本的な方向性とか、課題とか、大きなところは報告書でいただいた内容というのは基本的なしっかりした考え方を整理されているのですが、実際に動こうとするときにもう少し詳細の取り決めとか、例えば業務継続計画というのはさっき言った範囲はどういった内容にするのか。それに基づいた必要なそうすべき措置というのは具体的に施設に何を求めるのか。

それから、実際にそれに基づく研修の頻度とか内容というのはどういったものをするのか。例えば監査についても、例外とする書面の詳細基準をどうするのかとか、結構細かいことも詰めていかないと、実際にBCP計画もそうですし、監査についても現場としては動けないというところがあると思うんですけども、この報告書を踏まえたそのほかの全体像と、来年度に向けた動きというのは今どんな感じなのかをちょっと確認させてもらえればと思います。

○矢萩座長 大事な御確認、ありがとうございます。

事務局のほうからよろしく願いします。

○小澤総務課長 まず現在、取り組んでいる事項としては当然この研究会もでございます。それから、先ほど申しあげましたように調査研究事業のほうにおきましてマニュアル、あるいはBCPの策定を現在進めております。

なお、このマニュアルにつきましては、現状いわゆる動画プログラムを用意することで、研修について、講師を用意するような形でなくてもできるような形で進めればということでも検討しております。

それから、BCPにつきましては極力ひな形となるように、なるべくあまり個々の施設で策定の手間がかからないような形でできればと考えております。

それからもう一つ、現在進めている作業としては、当然今回法令改正となれば政令改正が必要となりますので、そのための作業を進めております。さらに、別途並行して通知の改正に向けた作業も進めているという状況でございます。

まさに今、金築構成員が御指摘のとおり、もしそれをやるとすれば、より詳細な事項を検討しなければいけないと思っておりますので、そこは私どもも検討して、必要があれば個別に御相談に乗っていただくようなこともあるかと思っておりますので、その際はよろしく願いします。

○矢萩座長 ありがとうございます。

金築構成員、いかがでしょうか。

○金築構成員 報告書はこの内容でとどまって、あとは通知とかその他の検討の中の部分で補完しながら全体像をつくっていくというような意味だということによろしいですね。

○小澤総務課長 はい。

○金築構成員 分かりました。

○矢萩座長 あとは、次回調査研究事業の進捗の資料が上がってくるという御説明がありましたね。

ほかにございますでしょうか。

伊藤構成員、よろしく願いいたします。

○伊藤構成員 確認なんですけれども、感染症のときの業務継続とか、研修の実施などについて、これは「努める」になっていますが、その辺に関しては今後どのようにしていくのか。基本的には努力義務という認識でよろしいのかどうか。そこをお願いいたします。

○矢萩座長 ありがとうございます。

御質問につきまして、事務局よろしく願いいたします。

○小澤総務課長 御質問ありがとうございます。

答えとしては、まず努力義務ということで、現在それ以降どうするかということについては検討したいというのがお答えになると思います。御案内のとおり、昨日子ども家庭庁の閣議決定がされまして、今後こうした点についてどうするかということについては、恐らく将来的に子ども家庭庁において検討が続けられていくということになると思います。

ただ、いずれにせよ、現時点ではいわゆる障害とか高齢者にあるような義務化というところまでは考えていないという状況でございます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

続けてどうぞ。

○伊藤構成員 障害児入所施設に関しては、サービス報酬改定を受けてという形だったので、認識としては例えばそれが義務化になる場合にはいわゆる施設型給付費に対して何らかの反映がされるという認識でよろしいのでしょうか。

○小澤総務課長 大変申し訳ございません。私どもそのことを直接所管しているわけではございませんので、そこにつきましてまで現時点でお答えするのはちょっと言い過ぎになる可能性があるのですが、そこは控えさせていただければと思います。

ただ、おっしゃるとおり、障害児施設においてそうした取組がされている以上、こうしたことを検討するに当たっては、当然そうしたことを含めてどうするかということを検討しなければならないということも念頭に申し上げさせていただきました。

○伊藤構成員 やはりこの業界は負担感が非常に大きい。やらなければならないことが増えるのであればしっかりそのような措置はとっていただきたいということを述べさせていただきます。答えにくいことも十分承知しております。お願いいたします。

○矢萩座長 本当に貴重な御意見だと思います。検討はしていかなければならないというところまでのお答えだったと思いますけれども、ほかにございますでしょうか。

皆様に御発声いただいたかとは思いますが、もう一つ付け加えておきたいということがございますたら、ぜひよろしくお願ひします。

川口市の木村構成員、お願ひします。

○木村構成員 4 ページの「また」の部分で、ペーパーレス化が進んでいく中での書面監査の在り方も、将来的な課題として、研究していく必要があると考えるということで述べられているのですけれども、老人福祉施設、特養とか養護老人ホームのことを指すのですが、その施設については書面監査という制度が本年度からなくなっております。あとは、指定障害者支援施設のほうも実質、書面監査というのがなくなってほとんど行われていないのではないかとこのところまできているのですけれども、児童福祉施設のほうでこれから書面監査を行うということで、実際にほかの施設がなくなってきている状況もありますので、どのようなやり方でやるのかというのは御意見をいただければいいのかなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○矢萩座長 御意見ありがとうございます。赤字部分ですね。追加された箇所かと存じますけれども、前回の研究会でも様々に御意見をいただいたところかと思ひます。

それでは、ほかに御意見いかがでしょうか。一通り御発言いただけたようでしたら、次回に向けて事務局のほうから御説明をお願いしたいと思ひますが、よろしいですか。

○小澤総務課長 それでは、本日はありがとうございます。次回の日程は、来年1月26日を予定しております。

なお、それまでの間に、前回8月の第1回目の研究会のときと同様に、本日御議論いただいた報告書につきまして関係団体、それから地方自治体の皆様から意見聴取を行う予定でございます。

次回、1月26日にお示しさせていただくものにつきましては、そうした意見も踏まえたものを改めて御提示させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

それから、当然本日いただいた点についても修正した上でということになります。

○矢萩座長 本日の議論も修正に含めるということで、ありがとうございます。

○伊藤構成員 すみませんが、もう一点だけいいですか。

○矢萩座長 どうぞ。

○伊藤構成員 以前言ったかもしれないのですが、いわゆる書面監査で今さまざまなところで押印が廃止されていますよね。その辺をどう捉えていくのか。例えば今、何でもかんでも印鑑を確認のためにつくようになっているのですけれども、その辺はどのように考えていくのか。行政に対する書類もほとんど押印がなくなってきているなかで、内部で保育内容等を担保するときにその辺はどのように考えていくのですか。

○矢萩座長 ありがとうございます。

押印に関して、事務局から何かございますでしょうか。

○小澤総務課長 ありがとうございます。

この点につきましては、検討させていただければと思います。今の点につきまして、例えば保育所保育指針ではどう定めているか、あるいは施設でどうやっているか、そういったことも踏まえて御回答させていただくべき事項かと思しますので、この点については持ち帰らせていただければと思います。

○矢菽座長 よろしいでしょうか。書面提出するときには押印が必要になってくるかどうか、重要な御指摘だったと思います。ありがとうございます。

ほかに、あと1点などということがもしございましたらお願いします。

大丈夫でしょうか。ありがとうございました。次回は報告書案の取りまとめと併せまして、感染症マニュアル、業務継続ガイドラインの策定状況につきまして事務局のほうから御報告をお願いしたいと思います。

ほかに特にございませんようでしたら、本日はこれにて閉会とさせていただきたく存じます。

御協力ありがとうございました。